

認定こども園について

区市町村における検討状況

都が本年7月から8月に実施した調査結果の集計。回答のあった55自治体分の合計値であり、都全体(62自治体)でないこと、各区市町村において事業者の意向等を踏まえ、調整中であることから、今後、数値は大きく変動する可能性がある。

(単位: か所)

	都全体	提出自治体数	提出分					
	26年4月(実績)		26年4月(実績)	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	31年4月
合計	103	55自治体	91	102	113	121	123	126
対前年増加数	12		11	11	11	8	2	3
うち新設数	5		5	6	6	5	2	2
うち移行数	7		6	7	5	3	0	1
うち廃止数	0		0	2	0	0	0	0

平成27年度における子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査結果(本年9月、都実施)
 < 私立幼稚園を母体とする幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を対象(計59園) >
 現在の類型で移行する予定(54%)、類型変更して移行する予定(7%)、認定を返上して幼稚園になる予定(36%)、回答保留(3%)

認定こども園の普及に向けた都の考え方

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供するものであり、待機児童解消にも資するものである。都としては、実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園も含めた教育・保育施設の整備に取り組めるよう、支援を行っていく。

既存幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の特例措置

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子供を受け入れられる施設であることから、新制度では、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるよう需給調整を次のとおり行うことになっている。

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

この「都道府県計画で定める数」について、都では、次の方向で検討する。

< 案 >

具体的な数値としては定めず、既存幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とする。（定員設定について、現在の施設の利用者の状況や地域のニーズを踏まえたものとなっていることを区市町村とともに確認する。）

< 背景と考え方 >

現在、各区市町村は、事業者の意向等を踏まえ、新制度における教育・保育の提供体制を検討しているが、公定価格の動向や新制度の施行状況を慎重に見極めて移行を判断したいとの事業者の意見も多く、現時点において、具体的な数値を設定することは困難である。また、そもそも、いくら数を上乗せしたとしても、移行希望がそれを上回る可能性はあることから、数を設定するよりも、柔軟に対応していくことを計画上定める方が有効と考える。